

◎我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案新旧対照表

○国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| 第一条 この法律において国会職員とは、次に掲げる者をいう。 一～五 （略） | 第一条 この法律において国会職員とは、次に掲げる者をいう。 一～五 （略） |
| 六 経済財政等将来推計委員会の委員長及び委員並びに経済財政等将来推計委員会事務局の職員 | 第一条 この法律において国会職員とは、次に掲げる者をいう。 一～五 （略） (新設) |
| 第五条 この章の規定（第二条の規定を除く。）は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに経済財政等将来推計委員会の委員長及び委員については、適用しない。 | 第五条 この章の規定（第二条の規定を除く。）は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員については、適用しない。 |
| 第八条 この章の規定は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに経済財政等将来推計委員会の委員長及び委員については、適用しない。 | 第八条 この章の規定は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員については、適用しない。 |
| 第十五条の六 国会職員で、その意に反して、降給され、降任され、休職され、免職され、その他著しく不利益な処分若しくは取扱いを受け、又は懲戒処分を受けたものの苦情の処理に関しては、衆議院の事務局及び法制局並びに訴追委員会事務局の職員について | 第十五条の六 国会職員で、その意に反して、降給され、降任され、休職され、免職され、その他著しく不利益な処分若しくは取扱いを受け、又は懲戒処分を受けたものの苦情の処理に関しては、衆議院の事務局及び法制局並びに訴追委員会事務局の職員について |

は衆議院議長が衆議院の議院運営委員会に諮つて定め、参議院の事務局及び法制局並びに弾劾裁判所事務局の職員については参議院議長が参議院の議院運営委員会に諮つて定め、国立国会図書館の職員については国立国会図書館の館長が両議院の議院運営委員会の承認を経て定め、経済財政等将来推計委員会事務局の職員については経済財政等将来推計委員会の委員長が両議院の議院運営委員会の承認を経て定めるところによる。

委員会の承認を経て定めるところによる。

第十六条 本章の規定（第十条の規定を除く。）は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参考及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長及び専門調査員、経済財政等将来推計委員会の委員長及び委員並びに条件付採用期間中の職員、非常勤の職員（短時間勤務の職を占める国会職員を除く。）及び臨時の職員について占める国会職員を除く。）及び臨時の職員については、これを適用しない。

第二十四条の三 本章の規定は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務を掌る参考及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長並びに経済財政等将来推計委員会の委員長及び委員については、これを適用しない。

② (略)

第二十八条 各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参考及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長及び経済財政等将来推計委員会の委員長及び委員を除く国会職員は、次の各号のいず

は衆議院議長が衆議院の議院運営委員会に諮つて定め、参議院の事務局及び法制局並びに弾劾裁判所事務局の職員については参議院議長が参議院の議院運営委員会に諮つて定め、国立国会図書館の職員については国立国会図書館の館長が両議院の議院運営委員会の承認を経て定めるところによる。

第十六条 本章の規定（第十条の規定を除く。）は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参考及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに条件付採用期間中の職員、非常勤の職員（短時間勤務の職を占める国会職員を除く。）及び臨時の職員については、これを適用しない。

第二十四条の三 本章の規定は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務を掌る参考及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長については、これを適用しない。

② (略)

第二十八条 各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参考及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員を除く国会職員は、次の各号のいずれかに該当する場合において懲戒の処分を受

れかに該当する場合において懲戒の処分を受ける。

一・二 (略)

② (略)

第三十三条 国会職員の分限及び懲戒に関する事項を審査するため、各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所（以下「弾劾裁判所」という。）、裁判官訴追委員会（以下「訴追委員会」という。）及び経済財政等将来推計委員会に、それぞれ国会職員考查委員会を設ける。

第三十八条の二 経済財政等将来推計委員会に設ける国会職員考查委員会の委員長は、経済財政等将来推計委員会の委員長、その委員には、経済財政等将来推計委員会の委員、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長及び法制次長が、これに当たる。

ける。

一・二 (略)

② (略)

第三十三条 国会職員の分限及び懲戒に関する事項を審査するため、各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所（以下「弾劾裁判所」という。）及び裁判官訴追委員会（以下「訴追委員会」という。）に、それぞれ国会職員考查委員会を設ける。

（新設）

第三十八条の二 経済財政等将来推計委員会に設ける国会職員考查委員会の委員長は、経済財政等将来推計委員会の委員長、その委員には、経済財政等将来推計委員会の委員、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長及び法制次長が、これに当たる。

○国会に置かれる機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第百五号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（国会に置かれる機関の休日）

第一条（略）

2 前項の「国会に置かれる機関」とは、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、経済財政等将来推計委員会、国立国会図書館並びに各議院に置かれる事務局及び法制局その他法令に基づき各議院に置かれる機関で両議院の議長が協議して定めるものをいう。

3 （略）

（国会に置かれる機関の休日）

第一条（略）

2 前項の「国会に置かれる機関」とは、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、国立国会図書館並びに各議院に置かれる事務局及び法制局その他法令に基づき各議院に置かれる機関で両議院の議長が協議して定めるものをいう。

3 （略）

○国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百八号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（定義）

第二条 この法律において「国会職員」とは、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に規定する国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参考及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに經濟財政等将来推計委員会の委員長及び委員を除く。）をいう。

現行

（定義）

第二条 この法律において「国会職員」とは、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に規定する国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参考及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに國立国会圖書館の館長及び専門調査員を除く。）をいう。

○国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八十号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（定義）

第二条 この法律において「国会職員」とは、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に規定する国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参考及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに經濟財政等将来推計委員会の委員長及び委員を除く。）をいう。

2・3（略）

現行

（定義）

第二条 この法律において「国会職員」とは、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に規定する国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参考及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに國立国会圖書館の館長及び専門調査員を除く。）をいう。

2・3（略）